

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課
附属学校を置く公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「キャリア・パスポート」例示資料等について

平素より、キャリア教育の充実に御協力をいただき、感謝申し上げます。

新学習指導要領（小学校及び中学校学習指導要領（平成29年3月公示）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（同年4月公示）、高等学校学習指導要領（平成30年3月公示）、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月公示）総則において、児童生徒が「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」について明示されました。また、同特別活動においては、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」とされたところです。

文部科学省においては、平成29年度から平成30年度にかけて「キャリア・パスポート（仮称）」普及・定着事業を実施し、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材として「キャリア・パスポート」の在り方や活用方法について検討を進めてきたところです。

この度、文部科学省において、平成30年6月に設置した「キャリア・パスポート」導入に向けた調査研究協力者会議の下、「キャリア・パスポート」の例示資料及び指導上の留意事項等について別添のとおり取りまとめましたので、送付します。詳細については、別添「『キャリア・パスポート』の様式例と指導上の留意事項」を参照してください。本資料は、学校等における「キャリア・パスポート」作成の負担軽減の一助となるものと考えていますので、参考としてください。

なお、教材については、小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を越えて活用できるようなものとなるよう、各地域の実情や各学校及び学級における創意工夫を生かした形で活用されるものと考えていますので、各設置者におかれては、2020年4月までの実施に向け、本例示資料等を参考としつつ、各地域・学校の実情に応じた教材の作成等の準備に着手し、円滑な実施に御配慮くださるようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校事務担当課及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、速やかに御周知いただくようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
（キャリア教育・進路指導担当）
電話 03-5253-4111（内線4728）